

Z6-1604

雑誌

43(1)=112:2017



2017, VOL. 43, NO. 1

人間と環境

PEOPLE AND ENVIRONMENT

巻頭言

○改めて言う「戦争は最大の環境破壊である」…………… 尾崎宏和 …… 1

研究ノート

○東日本大震災から5年経過後の日本のエネルギー・セキュリティレベルの変化
…………… 清水 裕・中野 冠 …… 2

○広島県における光化学オキシダントのシミュレーションとその低減対策
—地球温暖化対策に則して—…………… 中谷郁夫・竹田一彦・佐久川弘 …… 14

特別報告

○環境まちづくり活動の担い手としてのNPO 認定NPO 法人霧多布湿原
ナショナルトラストによる取り組み事例から…………… 平岡俊一 …… 24

○腸管出血性大腸菌（ベロ毒素産生菌）は河川源流・上流にも存在する
…………… 北元憲利・加藤陽二 …… 35

国内外の環境問題のとりくみ

○南太平洋のキリバス共和国における気候変動への適応策と
発展途上国のための気候基金の動向…………… 佐藤 輝 …… 40

環境談話室

○海水温度上昇に伴う有毒生物の南海域から本州沿岸への移動
…………… 日比慶久・藤野裕弘 …… 46

○環境民主主義の展開と日本への示唆
…………… 磯野弥生 …… 49

書 評

○公害・環境問題と東電福島原発事故（畑 明郎編著）…………… 河内俊英 …… 53

○八ッ場ダム・思川開発・湯西川ダム裁判報告～6都県住民11年のたたかい～
（八ッ場ダム住民訴訟弁護団・八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会）…………… 瀬戸昌之 …… 56

会 報…………… 58

日本環境学会

Japan Association on the Environmental Studies

ハッ場ダム・思川開発・湯西川ダム裁判報告

～6都県住民11年のたたかい～

ハッ場ダム住民訴訟弁護団

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

本体価格 1,000 円、送料 120 円

(郵便振替口座：00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会

連絡先：田中清子 〒187-0002 小平市花小金井 5-55-14)

すごい報告書である。ダム利権に固執する国交省と権力におもねる司法に挑んだ、6都県の住民・弁護士・学者（以下、訴訟連絡会）の11年のたたかひの記録である。持続的で公正な水行政を求める訴訟連絡会の訴えはなぜ最高裁まで20連敗したのか。

「水問題」といわれたら、私は洪水を防止し、良質の用水を確保することを考える。そのために雨水をすみやかに大地に浸みこませ、地下水を涵養することを考える。このような問いかけをしながら本書を読んでみた。なにせ、本書はA4版、204ページの大著であるから、問いの答えをスキャンしながら探さないと読み取れない。

さて、1947年9月15日、カスリーン台風は利根川上流に3日雨量318mmを降らせ、洪水をおこした。この大雨が再来しても洪水が起きないように、利根川の北西の支流の吾妻川にハッ場ダムが必要と国交省は言う。この多目的ダムは総貯水容量1億750万 m^3 、有効貯水容量9,000万 m^3 である。事業費は1986年の2,110億円から2004年の4,600億円に、そして2016年の5,320億円に膨れ上がった。起債の利息も含めると国民の総負担額は1兆円に近い。

1947年以来、利根川はあふれていない。それにもかかわらず国交省は洪水の危険を強調する。この背景に何があるのか。

まず、利根川上流域の雨水の浸みこみ能力（飽和雨量）はどのくらいであろうか。この量が多いと雨水がすみやかに浸みこみ、洪水を起しにくい

ことになる。近年のこの量は130mmから200mm程度、最終流出率は、400mmを超えても、0.55～0.84とされている。ところが、国交省は利根川上流域は、内部資料には130mmから200mmを用いながら、外部資料には一律に48mm、つまり48mm降るとその後の雨水は河道へ全部流出する、というダブルスタンダードを用いた。外部にはハッ場ダムの必要性をでっちあげたのである。

カスリーン台風が襲った利根川上流域は終戦直後のハゲ山であった。その後の数十年で植生の回復、土壌の回復があったから、48mmのままであるはずがない。

驚くべきことに、カスリーン台風が再来しても、ハッ場ダムは洪水を軽減できないことを国交省も認めている。すなわち、利根川中流の八斗島の洪水ピーク水位は、ハッ場ダムが加わっても10cm程度しか下がらず、東京都の江戸川では数cmしか下がらないという。

それでは、用水の確保にはハッ場ダムは必要なのであろうか。

都の水道供給量（保有水源）は2015年694万 m^3 /日、最大給水量の実績は465万 m^3 /日、すなわち、都の水道供給量は現時点でも余裕があるのである。くわえて、顕著な人口減少である。ハッ場ダムは今も未来も不要なのである。なお、6都県の水道用水の1人1日最大給水量は1992年度491 l /日から2013年度364 l /日と20年間で26%も減少している。工業用水の使用量も顕著に減少している。

訴訟連絡会は、11年間、何を訴えつづけたか。

上述したように、八ッ場ダムは洪水防止には役立たない。そして「水余り」。ダム建設の利益は6都県の住民には何もない。それにもかかわらずたとえば、都は水道水50万 m^3 /日の水利権として472億円を負担させられている。なお、藤岡市は八ッ場ダムから川筋が違うにもかかわらず支払を強要されている。

そこでこれらの理不尽をストップさせるために訴訟連絡会は提訴した。この疑いの余地のない訴えは最高裁まで引きずり込まれ、訴訟連絡会は20連敗させられたのである。

裁判所は持続的で公正な水行政を求める住民のまっとうな主張をねじ伏せ、彼らをして「司法ダメなら政治で戦う」といわせるほど裁判に失望させたのである。

けっきょく、訴訟連絡会は解散せざるを得ないことになった。

以上が、八ッ場ダムをめぐる国交省の自然と社会の破壊であり、裁判を中心とした訴訟連絡会の顛末である。

本書から読み取るべき情報・教訓はつきない。以下はそのさらなる例である。

訴訟連絡会の嶋津輝之らは鬼怒川上流の既存3ダムにさらに湯西川ダムを造っても鬼怒川下流部の破堤は起こると、2008年の宇都宮地裁の証言で、予測していた。この予測は的中して2015年9月、鬼怒川の堤防決壊と甚大な被害が発生した。この上流域には4番目のダム、湯西川ダム、は完成していたが洪水は防止できなかったのである。国土省は嶋津らのこのような予測・提案をムシしつづけていた。嶋津らは、洪水防止にはダム新設より堤防強化および河床掘削のほうがはるかに確実に安価であると説いたが、ダムの利権に固執する国土省には受け入れがたいのであろう。

雨水を大地にしみこませ、地下水を涵養すれば、洪水防止のみならず用水確保の一挙両得となる。それにもかかわらず、たとえば、多摩地区の地下水40万 m^3 /日を都は不安定として水源に含めていない。地下水こそ安定な水源であるが、国土省はこれを「不安定」とごねている。地下水が安定的な保有水源になると、ダムの利権を失うからであろう。

なお、地下水くみ上げによる地盤沈下は収まっているし、水質もダム水よりもはるかに高い。余談ではあるが、福島第一原子力発電所事故時の放

射性ヨウ素131の汚染で川水水道水は取水停止になったが地下水水道水の取水は、ヨウ素汚染はなかったもので、停止しなかった。

「八木沢ダムの貯水量が減ってダムの底が…」のような報道が日常化している。集水域のないところにダムを造ったのであるからとうぜんである。国交省はこの誤り・アセスメント不備も反省していない。さらに、思川開発で予定されている南摩ダムの流域面積はわずか2.4 km^2 であるから、水は貯まらない。国交省は鬼怒川支流から直径5mのトンネルで南摩ダムへの導水を予定している。不適地のダム計画が問題なのに、これを裁判の場で指摘されると、国交省は反証をその場ではやらず「後出し」で逃げる姑息な手段をとっている。

水没予定地の川原湯温泉街は201戸から、2006年90戸足らずまで減少し、温泉街とここで働く人たちの生活破壊が止まらない。病的な国交省の国土破壊と裁判所の利権への迎合、さらに、無責任体制にたいする世の無関心が怖い。

本書にあえて二三の注文を考えてみた。

八斗島の基本高水流量は1.7万 m^3 /秒が信頼できる値とされてきたが、国交省はひんしゅくを買いつつ2.2万 m^3 /秒を主張している。ひんしゅくを買ってまで2.2万 m^3 /秒を主張する国交省のねらいは何であろう。本書ではこれらの数字が何回も引用されたが国交省のねらいをもう少しわかるように説明してほしい。

地下水利用は、「不安定」「地盤沈下をもたらす」の理由で、国交省は否定的である。国交省が信用できないことはわかるが、本書でも地下水利用の重要性はあまり語られていなかったと思う。地下水の量はダムの貯水量よりはるかに多く安定的であり、地盤沈下の防止策、さらに、ごみ埋め立て地による水質汚濁の実態などにもう少しページを割いてもよかったのではと思う。

6都県の取りくみは、共通の課題を前に抜き出して共有し、それぞれの都県に特有の課題を後に描くと、問題がもっと鮮明になったのではと考えるが如何であろうか。

現代日本の停滞は、三権分立の崩壊とともに、社会的正義が信頼・期待できないことに原因があるのである。

瀬戸昌之（元・東京農工大学）